

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局



第6次男女共同参画基本計画策定 に向けた検討状況について

～「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に係るもの～

令和7年4月
内閣府男女共同参画局

今後10年間(～2035年)の取組に関する基本的な認識

男女共同参画社会の形成に当たっての暴力の根絶

- 男女共同参画社会の実現には、個人の人権が尊重され、安全・安心に暮らせることが不可欠。
- 性犯罪・性暴力、DV、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を踏みにじり、安全・安心を妨げる大きな要因となっている。
- これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務。

※ 男女共同参画社会基本法
(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

女性に対する暴力の背景と及ぼす影響

- 女性に対して行われる暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見が存在。その根絶には、社会経済における男女間の格差是正や人権尊重の徹底等の意識改革が必要。
- 政治、経済、地域社会等の様々な分野の女性の活躍の阻害にもつながっている。
- 被害者の心身に深刻な影響を与え、その後の人生に大きな支障をきたすこともある。男女間格差の是正を阻む一因となっている。

考慮すべき視点

- 男女間格差により暴力の問題が起きていて、暴力が更に男女間格差を拡大させるという両方向の関係にある。
- 分野名を変えらるゝとしても、女性に対する暴力についての考え方を示していくことが重要。

多様な被害者への性暴力等の被害への対策

- こども・若者に対する性暴力等の被害は深刻な状況。
- 家庭内の被害は潜在化・深刻化しやすいことや、上司・部下、教員・生徒等の立場上の支配関係がある場合は、被害を訴えにくく潜在化しやすいことに留意が必要。
- 男性、性的マイノリティ、高齢者、障害者、外国人など多様な被害者が声を上げやすくするため、暴力の形態や被害者の属性に応じてきめ細かく対応する必要。
- 二次被害の防止にも取り組む必要。

考慮すべき視点

- 男性の支援においては、被害・加害の両視点が必要。その背景にある男性の生きづらさにも留意。

最近の動向を踏まえたインターネット上など新たな形の暴力

- デジタル化の進展や、SNSなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、被害は一層多様化。
- 新たな形の暴力に対して的確に対応していく必要。

考慮すべき視点

- インターネットの影響が増大しており、デジタルな世界との付き合い方、特に女性への影響について、どのように考えるのかを考えていく必要がある。
- デジタル空間での嫌がらせ、ヘイトスピーチ、ディープフェイクなど、テクノロジーによる負の影響へ留意。

現行計画中の法整備を受けた今後の取組

- 第5次基本計画期間中、令和5年の刑法等の改正をはじめ、関連する法制度には大きな進展があった。
- 今後はその実効性が問われる。
- 関係法令の改正内容を含めた周知、関係者・支援者等への教育・研修の徹底、加害者への厳正な対処、幼児期から大人に至るまでの各年代への教育啓発等を通じて、あらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成を図る必要。

考慮すべき視点

- 法制度の運用状況の検証と分析、そのためのデータの把握が必要。
- 国民への啓発と司法関係者の意識改革が求められる。

被害者に対する支援体制の充実

- 被害者の尊厳の回復のため、被害者に寄り添った十分かつ専門的な支援が必要。
- 相談から保護、自立支援、自立後の継続的支援まで、行政、民間団体等の関係機関が連携し、切れ目なく包括的に支援を提供することが必要。
- そのため、専門人材の育成・確保（適正な処遇を含む）や、地域の特性や実情に応じた関係機関の連携強化により、支援体制の充実に努めることが必要。

考慮すべき視点

- DVや性暴力の相談支援は、待遇改善が急務。
- DVや性暴力は、生涯に渡って被害者の健康を害するという視点が必要。
- 男性の相談員養成等、男性被害者の支援環境の整備も必要。

現行第5分野の分野名について

- 「男女共同参画が実現されていないことに起因する暴力」や「ジェンダーに起因する暴力」などと、分野名の変更の検討も必要。
- 「ジェンダーに基づく暴力」という表現は、男性や性的マイノリティの視点もカバーできると考えられる。
- 他方、「ジェンダーに基づく暴力」は一般的になじみがなく、普及啓発の観点を考慮する必要。女性に対する暴力について補足して説明するなどの対応が必要ではないか。

（参考1）第5次基本計画では、以下のように「ジェンダーに基づく暴力」を用いている。

国際的な合意文書においては、ジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence）という表現が使用されており、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する支援の充実や相談に対応できる体制整備が必要である。

（参考2）国際文書では、このほか、Sexual and Gender-based Violence（性的・ジェンダーに基づく暴力）が用いられる場合がある。

今後5年間における施策のポイント

暴力を容認しない社会基盤の形成

- 性犯罪・性暴力、DV、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントが重大な人権侵害であることや「同意のない性的な行為は性暴力」という認識を社会全体で共有。啓発を強力に推進。
- 性暴力やセクシュアルハラスメントが「ビジネスと人権」の取組で十分に認識されるべき人権問題であることを企業等に周知。
- 幼児期から大人まで、「性的同意」を含む必要な知識を各段階に応じて身につけられるよう、教育啓発や情報提供に取り組む。
- 被害状況等を的確に把握し、実証的な政策立案に資する統計等を整備。
- 社会経済における男女間の格差解消、女性の健康支援、貧困等の生活上の困難や複合的に困難な状況に置かれる女性への支援等、様々な分野との関連にも留意して施策を推進。

性犯罪・性暴力対策の推進

- 性犯罪に対し、法と証拠に基づき、厳正に対処。関係法律施行後の適用状況を的確に把握し、その状況を踏まえて必要な検討を行う。
- 被害者が躊躇せずに被害を訴え、相談し、医療的支援や法的支援等を包括的に受けられるようにするため、各地域において、ワンストップ支援センターを中核とした相談支援体制を整備。
- 被害者のプライバシーの保護及び二次被害の防止。

D V 対策の推進

- 中核的役割を担う都道府県と、市町村の相互連携。
- 被害者支援に当たっては、地方公共団体や民間団体等の関係機関が広範に連携。性別や国籍を問わず、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じ、切れ目なく支援する。
- 被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施を推進。